

島根労働局発表

令和7年10月17日（金）

担

島根労働局労働基準部監督課

監督課長 大塚 由己

主任監察監督官 元行 展久

当

TEL 0852-31-1156

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～労使への主体的取組の要請や労働局長による企業との意見交換などを実施～

島根労働局（局長 ^{いわみ ひろふみ} 岩見 浩史）では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

昨年度に続き、「しわ寄せ防止キャンペーン」とも連携を図ります。

【主な実施事項】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組等が実施されるよう、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業との意見交換を行い、取組事例を収集して、ホームページ等を通じて地域に紹介します。**【取材可能です】**

実施日時：令和7年11月13日（木）14:00～15:00

場所：島根労働局専用大会議室（松江市向島町134番地10）

（詳細については別途お知らせします。）

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中期間を設置します

11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中期間として、労働局・労働基準監督署等において、過重労働に係る労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、11月1日（土）は特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

○特別労働相談：令和7年11月1日（土）9:00～17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

○フリーダイヤル：0120-794-713（なくしましょう 長い残業）

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します（無料でどなたでも参加できます。）。

【会場開催】

日時：11月11日（火）14:00～16:30

場所：松江テルサ（島根県松江市朝日町478-18〔JR松江駅前〕）

〔専用ホームページ〕 <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の
過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

相談無料



人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 過労死防止

検索

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン